

【事務連絡】

令和6年4月9日

生活介護事業所 管理者様
共同生活援助事業所 管理者様

川西市福祉部障害福祉課

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う重度障害者支援加算改定
の取扱い及び対応方法について（通知）

平素は当市の障がい者福祉行政にご協力頂きまして、誠にありがとうございます。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴い各サービスの重度障害者支援加算について改定が行われており、令和6年4月提供分より改定された重度障害者支援加算（以下「改定重度加算」）による請求が実施されることとなります。

については旧制度における重度障害者支援加算（以下「旧重度加算」）対象者は改定重度加算への差替えが必要となりますので、以下の対応方法にて、ご確認の程よろしくお願いたします。

○生活介護（サービス対象は区分3以上 ※50歳以上は区分2以上）

旧重度加算：障害支援区分に関わらず、行動関連項目10点以上

改定重度加算：1 区分6に該当し行動関連項目10点以上（Ⅱ）

2 区分6に該当し行動関連項目18点以上（Ⅱ18点以上）

3 区分4若しくは区分5に該当し行動関連項目10点以上（Ⅲ）

4 区分4若しくは区分5に該当し行動関連項目18点以上（Ⅲ18点以上）

対応方法：区分4以上の対象者で現在の受給者証に「重度支援（知的）」の表記のある方について受給者証の差し替えを行います。受給者証は4月中までに受給者の送付先として登録されている場所に送付されるため、受給者本人や支援者等より確認して下さい。請求時に確認が取れていない場合は当課へ連絡して下さい。
※現在、区分3（50歳以上は区分2）の方で現在サービス受給者証に「重度支援（知的）」と記載ある方は、改定重度加算においては加算対象外となりますのでご注意ください。

【共同生活援助については裏面記載】

○共同生活援助

旧重度加算：区分4以上に該当し、行動関連項目10点以上

改定重度加算：1 区分6に該当し行動関連項目10点以上（Ⅰ）

2 区分6に該当し行動関連項目18点以上（Ⅰ18点以上）

3 区分4若しくは区分5に該当し行動関連項目10点以上（Ⅱ）

4 区分4若しくは区分5に該当し行動関連項目18点以上（Ⅱ18点以上）

対応方法：区分4以上の対象者で現在の受給者証に「重度支援（知的）」の表記のある方について受給者証の差し替えを行います。受給者証は4月中までに受給者の送付先として登録されている場所に送付されるため、受給者本人や支援者等より確認して下さい。請求時に確認が取れていない場合は当課へ連絡して下さい。

川西市福祉部障害福祉課

障害福祉サービス担当

連絡先： 072-740-1178

mail：kawa0149@city.kawanishi.lg.jp